

00512

用等のトラック借入料は当該事業費中の借料及び損料にて支出すべきが正当と認むるも通信運搬費をもつて支出している。

(6) 各地方事務所、総務課長、庶務課長会議の分担金千五百円乃至二千円を交際費を以つて支出しているのは適当でない。又他の正当費目を以つて支出するとしても稍々多額に失するので考慮の余地がある。

六、事務の処理状況は概ね良好すあつたがしかし左の点留意されたい。

(1) 出張命令の重複及び宿直と出張命令が重つているものが散見された。

(2) 受文書件名簿に未完結が散見られたので早急整理のこと。

経済課関係

一、飲食営業許可関係事務は円滑に処理しているが許可手数料を昭和二十四年度収入とすべきものを年度区分を誤り昭和二十五年度に収入しているものが飲食店分四件、外食券食堂分一件、合計四千八百円あつた。会計

規則に定めるところに従い財務課と連携し、を密にし適正処理すべきである。

二、農村工業奨励事務は直接本庁主務課が施行しているため当所としては余り積極的でない。特に福部村のラツキヨを中心とした砂丘の開拓等將來有望視されているが、これが奨励指導について主管課と協調し強力なる実施が望ましい。

三、町村農業共済組合の事務的指導に一層努力が肝要である。即ち昭和二十五年度決算未報告町村組合もあり各町村共相当掛金の未収を生じている等これらについて指導監督し運営の円滑を図るべきである。

四、し畜検査報告が事務的遅延のためこれが手数料の収納措置が著しく遅れているので迅速整理すると共に収入の適確を図るべきである。

五、農業協同組合活動状況は低調である、八割程度不振(再建整備を要するもの一〇、事務指導を要するもの一一)組合がみられているがこれが指導監督に一層の努力を切望する。

00513

六、狩獵者免許手数料の徴収は許可証交付後個々に徴収している関係もあつて八百円の未収を生じているが、交付と同時に徴収することにより未収も防止ができるものと思ふべきである。

七、農地交換分合実施状況は他所管内に比し遅々としてゐる、特に昭和二十五年度面影、美保、本庄の三ヶ村をモデル村に指定しているが本庄村は漸次実施されつゝあるも他の二ヶ村は甚だ不振である、將來の推進を図る上にもこれが強力な指導促進が必要である。

八、町村農地委員会に対する経理事務指導は昨年監査の際にも指摘した通り相変らず総務課の行う町村指導に一任の形であるので主管課としても補助目的達成のため実態を把握し指導することが肝要と認められた。

九、大口堰用水改良事業は具直轄工事として施行し当地方事務所は何等関与していないにもかゝらず同事業費中の俸給々料需要費等運営経費十八万四千円の予算令達を受け他の事業運営上の補足的経費として使用しているのは失当である。

財務課関係

一、徴収事務は總体的に円滑に執行しているが徴収金の金庫払込が遅延勝ちであるので迅速払込みに努められたい。

二、過誤納金に対する還付加算金の予算措置がなく未支払となつているものがあつたが予算的措置を講じ確定と同時に支払するよう留意すべきである。

三、県税滞納中の所在不明者分を欠損処分しているがこれら所在不明者分の税額を測定減額せず欠損処分しているのは適当でない、これらは測定減額によつて所在不明者名簿に登録して置き所在判明の際は復活測定の上徴収を図るべきである。

四、滞納処分の結果徴収不能となつた四百一十一円を欠損処分しているがこれに附随する延滞金並に滞納処分費は測定せず計算書により欠損処分しているもこれらはその都度測定した上処分措置すべきである。なお延滞金或いは加算金等で本税は納入せるもこれ等が未納となつてゐるものは総べて明確にして置くべきであるが、

00514

これを放置しているのは適当でない、延滞金等の算出  
確定したものはその際明確にして置くべきである。

八頭地方事務所 昭和二十六年九月十二日十三日監査

監査委員 岸 本 政 嘉

山 上 吟 鏡

前 田 玄 一

木 南 貞 治

監査概況

総務課関係

一、管内二十五ヶ町村中昭和二十五年度内において指導  
監査を実施したものは僅か三ヶ町村であつて努力の足  
らなかつた点甚だ遺憾である。もつとも本年度は地方  
税制度の改正とか各種選挙関係事務の外種々の講習会、  
会議等多忙であつたようであるが町村指導は最も緊要  
と考へるので今後は管内全町村に対し実施して町村行  
財政の確立と円滑執行を図るよう努力を希望する。

二、昭和二十五年行われた地方税制度の大改革は町村

民の関心事であるが当所は趣旨内容の周知普及に力を  
入れ管内主要の数ヶ町村民を対象に説明会を開催し成  
果を収めていることは当を得た措置であり結構である。  
三、厚生関係諸事業の補助金交付事務の申請より交付ま  
では良好と認められたが全般的に交付後の指導検査がし  
ない、補助交付の取扱のみに終つては事業の成果  
を挙げしめることも出来ないもので本旨にそうよう事務  
並に経理指導監査を実施することが緊要と認める。  
四、管内授産施設は保護施設として切替えたもの四ヶ所  
であるが内二ヶ所は資金難のため廃止し他の施設も辛  
うじて運営を続けている状況であるのでこれに対する  
育成助長対策については早急考慮されるべきである。  
五、ラ、ユニセフ救済物資の配給割当関係書類の整理  
状況は良好と認められたがユニセフ物資の配給中町村受領  
証のないものが二件あつたので今後完全な事務処理が  
望ましい。

六、母子相談業務は発足日尙浅く未だ軌道に乗つていな  
い、特に業務の遂行上必要なる管内母子家庭の実態調

00515

査をとげ積極的に活動すべきである。

七、国民健康保険制度の運用については昨年監査の際指  
摘したが依然として不振であり昨年同様八ヶ町村が運  
営しているに過ぎない、しかも此の内の大半は保険料  
の滞納により四苦八苦の状況で一部は存続の危ぶまれ  
るものもあるようであり開拓啓蒙もさること乍ら現況  
に対する積極的施策と指導が緊要と認める。

八、本所は部落開放問題で不詳事件を起した例もあつた  
が同対策協議会は県下に先駆けて設置している而し  
対策に何等見るべきものがない、社会教育の実を挙げ  
る上においても穩健な指導により郡民一体となり融和  
の実を挙げるよう留意すべきである。

九、会計経理事務は概ね適正に執行されているが左の点  
留意されたい。

- (1) 各地方事務所総務課長或いは庶務係長会議分担金  
として一人分二千円前後をその都度交際費中より支  
出していることは妥当でない。なお正当費目で支出  
するとしても稍々多額に失するので今後考慮の余地

がある。

(2) 郵便切手出納に当り物品購入簿により購入した  
ものが出納簿に登記されておらず不突合のものが見  
受けられた。厳格に記帳すること。

経済課関係

一、砂糖購入通帳受払簿が係職員の更迭により不明とな  
つているが引継、引受を明確にし責任ある業務の執行  
をなすべきであを。

二、農村工業振興対策についてはかけ声のみで何等見る  
べきものがない、総合的見地にたつて企画推進するよ  
う格段の配慮が必要である。当所は将来管内に果樹  
柿栽培試験地を設け果樹工業の振興策を懸案としてい  
るようであるが更に研究の上実現に努むべきである。

三、町村共済組合の運営状況は掛金の未納が増加し勢  
災害保険金の未払となつている町村もあつたが早急に  
善処すべきである。なお今後組合の完全育成のため一  
般農家の認識啓蒙に一層の努力が肝要と認めた。

四、種牡牛経営の合理化を図るため逐年種牡畜繋養頭数

00516

を削減し人口受精の供用奨励に努め管内家畜の改良増殖を図つてゐることは他所に比し優秀な成績を挙げており結構である。

五、畜産関係書類の整理状況は全般的に見て不十分である、又し畜検査手数料の收納は延滞しがちにつき迅速に払込むよう留意すること。

六、狩獵免許に際し申請書を提出せしめず許可手続しておるものが三件あつたが事務処理上妥当でない。なお本年度中に一二〇件許可したもの、中昭和二十五年収入とすべき手数料千八百円を昭和二十六年収入としてゐるは年度区分を誤つたものである。

七、耕地事業は各年水害復旧事業、冷水温障害防止事業並びに農業水利或いは農道整備事業等七十三ヶ所の補助工事を実施しているが、当所のみは専任の事務吏員の配置がないためこれ等に対する常時の事務指導認定等の事務処理にもすべて技術吏員が當つてゐる現状であるが事務、技術の分野を判然とし能率を挙げることに必要と考えるので少く共これ等事務に精通する職員

を配置して事業執行の完璧を図ることが緊要と認めらる。財務課関係

一、遊興飲食税更正決定に対し再調査請求により減額更正したもの二十一件三万三千五百九十三円となつてゐるがその減額の根拠となる計数、並びに理由の記載がないもの、或いは不十分のものが多かつたのでこれ等は明確に記載すると共に可能なる限り数字的根拠に基づき減額更正すべきである。

二、県税差押物件公売による寄託金(寄託書番号八〇、六三、六一、六〇、六二、一号の内)払出に伴なう誤差金百円を職員が手持保管してゐるのは適当でない、これは結末がつく迄県金庫へ寄託保管し置くべきである、また差押物件公売に伴なう入札処理に不充分のものがある、入札書は所長の決裁を受ける等して厳正に実施すべきである。

三、昭和二十五年内における県税欠損処分額は六万二千八百十六円であるがその内の所在不明者分は欠損処分すべき性質のものでなく一応調定減額した上所在不

00517

明者名簿に登録して置くべきである。なお督促手数料延滞金、或いは加算金等の欠損処分は総べて決議書のみにより処理してゐて決算に現れていないがこれは本税と同様一応調定手続をした後に欠損処分手続し決算上に不納欠損額として計上さるべきである。なお本税のみ納入し督促手数料、延滞金等の未収となつてゐるものを何れも未調定の儘放置してゐることは適当でない。

東伯地方事務所 昭和二十六年九月十九日二十日監査

監査委員	岸 本 政 嘉
"	山 上 吟 鏡
"	前 田 玄 一
"	木 南 貞 治

監査概況  
総務課関係

一、管内四十二ヶ町村のうち指導監査したものは三ヶ町村であるが最初十ヶ町村の執行計画が漸く三ヶ町村を

実施したに過ぎない。計画通り実施出来ないのは職員数の不足によるもの、ようであるが町村行財政共に混沌としている際、しかも地方事務所重要事務である町村指導監査は重点的実施が緊要である。なお昭和二十四年度も三ヶ町村を実施したに止まり成績が芳しくない、前年監査の際注意を喚起したところであるが今後は強力に全町村を実施するよう努力を望む。

二、厚生事業(生活保護、社会福祉、児童保護)の関係団体に対し本年度五百三十四万八千余円の補助金を交付しているが総体的に実態把握がしてない。又実地指導監査も忽せになつてゐることは遺憾である。昨年監査の際言及した如くたゞ單に補助金の交付取継であつてはならない、これ等の指導監査を嚴重に行い補助々成の趣意に適合し且事業成果を挙げてゐるか否かを確認することに留意すべきである。

三、生活保護世帯の認定に當つて保護家庭の実態が充分調査してない面が窺われたが、一層積極的に調査指導を実施してその把握に努力すべきである。なお保護費

の事務査察指導を行っていたが経過が明白でないので復命書等は整理して置くべきである。

四、母子福祉対策の一環として母子相談員が設けられ既に管内母子家庭個々の実情調査を完了し積極的に各種相談業務に精進していることは他所に見られない成果を挙げており欣ばしく思つた今後一層努力を望む。

五、管内四ヶ所の国民健康保険直営診療所運営状況は良好で患者の六割程度の利用率を見ており一般に好評のようである。なお本年度において由良町外二村組合立として直営診療所設立を計画し着工の段階に至つており協議を醸し結局設置取消となつてはいるが、これは果と地元及び県関係課相互間の事前連絡不十分によるものと認められ折角の国庫補助金を返納せざるを得なくなつたこと、一面本制度に対する熱意をそぐ結果に至らしめたことは遺憾である、今後留意し万全を期されたい。当管内国保制度の運用状況は過半数が休止中であり再建整備に努力を要するものと認めたが現況は概ね不振である。

六、上井厚生寮(元振興会社寄宿舎)貸借継続契約不成立により賃借料一万七千九百七十六円未払のまゝ、決算上に不用額として残しているが主管課と連絡の上早急解決すべきである。

七、物品購入出納等用度事務の確立を図り合理化、効率化を図るべきである。即ち物品購入は一元的に会計係において掌理し且競争見積りの上購入すべきであり又納品書は混れなく編綴し物品出納簿記入の厳格を期すると共に年一回程度現物点検する等用度事務の一貫性と厳格なる執行に留意が望ましい。

八、庶務事務の処理状況は概ね良好であつたが左の点留意すべきである。

- (1) 夫々の履歴書中県條例第三号による号給切替事項の記入記入を誤つてはいるものがあつたので訂正しておくこと。
- (2) 受文書件名簿の整理が不十分である。
- (3) 書類の編さん、保存に留意が望ましい、特に例規その他重要書類には索引を附し保存年数の朱書等が

必要である。

経済課関係

一、砂糖配給事務は順調に執行している。しかし配給事務指導監査は管内四十二ヶ町村中の二十九ヶ町村と又小売業者一〇〇戸を実施しており他所に比し良好であるが、なお配給状況の実態を把握するためにも全面的に年一回以上の指導監査が望ましいので、これが経費についても主管課と協議し強力なる実施が緊要と認めらる。

二、地代家賃統制事務は申請件数五五件、認可件数四九件、却下六件で当所は申請書の進達のみ事務処理に終つてはいるが実地調査すべきである。

三、農業工業指導奨励事務は直接本庁で実施しているために当所としては主管課の施策に協力する程度に終つているが今後地域に適合した農村工業振興に努力し自主的に執行するよう考究すべきである。

四、町村農業共済組合の指導は消極的である、尤も現在当所の指導陣容一名では困難と認められるが強力に実

施すべきである。

五、管内各町村の農業改良事業は十三名の改良普及員を中心として普及事務所が技術指導に当つてはいるが総評に述べた如く地方事務所との連絡が不円滑で、ために計画と実地指導に種々齟齬を生じてはいるようである。

又管内町村自体としては現在普及員一名に対し二ヶ村担当では不足であるとし、町村自体が経費を負担しても一町村一名の配置を希望してはいるようである。何れにしてもこれら普及員との連絡を密にし事務所の諸計画技術普及に跋行を來さないよう連絡調整を密にすることが肝要である。

六、農業協同組合の経営は何れも不振であるが、金融主任者会議を開催するとかその他随時指導監査を実施し再建整備に努力しているが専任職員一名ではその徹底を期することは困難である。県自体としても民間団体と提携し、更に積極的再建に努力すべきである。

七、管内一般農家の家畜人工受精に対する認識は低調であり普及も不活潑であるが、種牡牛経営の合理化と優

良種畜の増殖からして積極的に普及啓蒙を図ることが必要である。又し、畜検査手数料の払込みは事務的に著しく遅延し永いもので検査終了後二ヶ月以上収納してないものがあるが迅速に措置すべきである。

八、農地関係事務は円滑に執行し特に交換分合は地元関係者の協力を得て計画通り推進していることは結構である。しかし自作農創設後の農地訴訟問題が現在なお三件未解決のまゝとなつており遺憾である、問題を訴訟にまで発展せしめないよう町村農業委員会に対する指導が望ましい。

九、南谷村外三ヶ村水田改良事業において通信運搬費として一万円、修理料一万五千円を又羽合用水施設改良事業において備品費二千五百九十八円を支出しているも兩事業は何れも県直轄事業で別に工事々務所もあり当所は本事業に対して何等関与しておられないにもかゝらず予算令達を受けこれを支出しておるのは適当と認め難し。

一〇保安林の保護強化は逐年整備しつつあるも保安林標

示不明確等のため無断伐採が数件あつたようであるが事前に啓蒙指導をなすと共に犯則者に対しては始末書位は徴し違反の反復を防ぐ措置も必要であるしその事実の記録を作成し置くことが肝要である。

一、木炭検査は遺漏なく実施しているとはいへ、難く昭和二十五年度中に無検査搬送を六十俵余り摘発している実状であり、当所管内の生産量等を考慮し検査員の充実を図ることが必要と認めた。

二、林業技術普及は経営、造林、利用、保護、防災の五部門を二名の普及員担当のもとに指導と相談に依じているがこれが活動経費が僅少であり従つて活動も不活潑のようである、林業技術普及の万全を期するため、所要経費については充分考慮することが望ましい。

三、開拓者の入植後五ヶ年経過した昭和二十六年年度より特殊融資返還のこととなつているが、当管内八地区該当者八十四人、償還金七万九千二百五十円(一戸平均約九百四十八円二十二錢)の返済が危ぶまれている現状である。即ち近時入植者は相継いで災害を被つて

おり生活にさえ困窮を告げている際次期計画もさることながらこれが救済につき対策が望まれる。

財務課関係

一、事業税、特別所得税及び遊興飲食税等にして賦課額或いは更正決定額の不服により再調査請求のものが相当地数あり再調査の結果夫々減額しているが、これが誤謬訂正又は取消決議書に減額理由の計数的根拠の記載のないもの、成いは不充分のものが多く見られたのでこれが理由根拠を明確に記載しておくべきである。なお申請人の請求書も添付して置くこと。

二、過誤納金に対する還付加算金の支払はしてなかつたが加算金のつくものは調査し支払うようにすべきである。

三、差押物件を公売に附する際の予定価格の算定が不確定にして中には予定価格を決定せず最高入札額にて処理しているものがあつたが落札の如何を問はず合理的な予定価格を作製し置くべきである。

四、欠損処分しているものゝ中に所在不明者分が含まれ

ているが、これは欠損処分として整理することは適当でなく一応調定減額手続をして所在不明者名簿に登記し置くべきである。又欠損処分してあるもので理由根拠の薄弱のものも見受けられたが、該処分手続は慎重を期することが緊要である。なお督促手数料、延滞金等十二万六千六百円の欠損処分手続は一旦調定手続した上でそれ〴〵処置すべきである。

気高地方事務所

昭和二十六年九月二十一日  
二十二日監査

監査委員	岸 本 政 嘉
"	山 上 吟 鏡
"	前 田 玄 一
"	木 南 貞 治

監査概況  
総務課関係

一、昭和二十五年度的に管下二十六ヶ町村中指導監査を実施したもの十四ヶ町村に及び地方税法改正に伴

00522

う町村行財政の確立と円滑なる執行に寄与していることは欣ばしい。なお昭和二十四年度の実施町村六ヶ村に比べれば格段の努力の跡が窺れ又事務処理状況も良好である。今後更に町村自治確立の指導に一層の努力を希望する。

二、県下町村行財政執行を規律すべき旧来よりの町村條例規則等の補足改編整備に着目しモデル案文を作成の上管内町村長用、議員必携用として交付しておる状況であつて県下各地方事務所の先端を切り法制指導に着手していることは真に結構なることで特筆すべきである。

三、貯蓄奨励活動は全然しておらず成果は挙つていない。農山漁村の更生或いは租税の完納を図るためにも貯蓄組合の設立奨励に努力し貯蓄の増強を図るべきである。昭和二十五年末現在において組合数五九、組合員数二〇、一五九人あるが従來の国民貯蓄の奨励と共に過般立法化された納税貯蓄組合奨励に一層の努力を希望する。

四、広報活動は県政施策浸透策として重要事項であるが書類を本庁より各町村に配布する迄の日数が相当かゝり遅延しているので迅速に処理し早期に周知を図るよう努力を要す。

五、消防関係は円滑に執行しているが消防用燃料割当切符の交付に当つては領收書を徴し明確にすべきである。

六、母子福祉相談は低調である。管内母子家庭の実態さえも把握していない状況であるが町村或いは母子会等とよく連携し協調を図り積極的に援護指導することが緊要である。

七、児童福祉施設に対し補助金を交付しているが交付後指導監査をゆるがせにしている嫌がある、書類審査のみ止めず実地について事務経理の指導監査を必要と認めた。

八、管内国民健康保険制度の運用状況は二十六ヶ町村が本制度を採択運営しており県下最優位にあるが直営診療所九ヶ所、保健婦も一ヶ村を除く他町村は設置しておる等優秀な状況である。しかし保険料の未収等によ

00523

り運営に困難を生じているものもあるようであるのでこの際実地指導に格段の努力を払い本制度の向上を図られたい。

九、会計経理事務は概ね適正に執行されていたが左の点今後留意されたい。

(1) 各種事務事業の予算執行に際し特殊経費例えば借料及び損料、人夫賃、食糧費、負担金補助及び交付金、委託料等は当該課係において何等上司に稟伺せず、果よりの予算令達を以つて直ちに支出し得るものと誤認して執行している。これ等は事前に事務事業執行計画と共にこれに伴う経費の支出につき上司に稟伺決裁を得て執行すべきものである。出納関係者としては稟伺決裁の有無を確認し支出すること。

経済課関係

一、飲食営業許可事務の内営業台帳に記入洩れのもの二件、所在不明その他の理由により許可手数料を測定減額しているもの二件、同収入の年度区分を誤つているもの一件あつたがこれらの厳格処理と台帳、書類、編

綴整備に今後充分注意すべきである。

二、砂糖関係事務は町村二六、小売業者六五に対し配給事務指導監査をなし逐次成果を挙げつゝあるも書類の処理が遅延の傾向にあるので迅速なる処理をなすべきである。

三、農地改革後における農地の移動、潰廢、使用目的の変更等相当増加しているが唯單なる机上処理のみに止めず、あくまで改革の主旨に副うよう実地についても検討することが必要であり又町村委員会の指導も必要である。

四、農業協同組合活動は他管内に比べ概ね順調のようである、しかし三十組合(特殊五)の内再建整備を要する組合、要指導組合があるがこれら組合に対する実地指導監査は本庁において実施の際漸く同行する程度で積極的活動をしていない、今後実地指導監査に重点を置くべきである。

五、開拓事業中買収売渡並びに登記状況は次の通りであり小田地は順調のようであるが集団地は低調である。

進捗方努力を望む。

開拓用地買収売渡並に登記状況

昭和二十六年三月三十一日現在

区	分	面	積	登	記	買収売渡に対する未登記
小田地	買		五七、九九一四 <sup>町</sup>	四八、〇三一〇		九、九六〇四 <sup>町</sup>
	売		五一、七三一八	五一、五八一八		一五〇〇
	売渡未済		六、二五九六			
集団地	買		二四七、四九〇四 <sup>町</sup>	一三四、八四二〇		一一、二六四八四 <sup>町</sup>
	売		二二八、二四二四	四八、四五〇七		一六、九七九一七
	売渡未済		二九、二四八〇			

なお計画実地調査に要した経費(原材料、人夫賃)を開拓財産処理中にて支出したり、或いは地方事務所庁舎修繕に要した人夫賃を地区開拓計画費中にて支出している等は全く予算目的に背反した支出である。

六、開拓用地売渡事務を一件毎に検討すれば測量業務執行上測量人夫を使用し乍ら之が材料を使用していないも

のがあり一方測量杭等材料は購入しあるも人夫の備上がないと謂つた不合理な面が窺われた。又測量杭購入に際しても四十六町歩の測量用として一、〇〇〇本(価格八千円)を要しているが五十三町歩の測量に対しては前者の約三倍に当る二、七五〇本(価格二万二千円)を使用していると謂つた矛盾が見られた。

財務課関係

一、事業税課税額を不当理由に再調査申請のあつたもの、課税標準、誤謬訂正(取消)決議書の決裁は殆んど全部課長において代決しているが適当でない。なお四月二十八日付調定減額稟議書に添付の事業税、課税標準誤謬(取消)決議書には係長、課長の決裁を経ていないし、又同様五月中の調定減額稟議書四通には前記決議書その他減額の根拠となる書類がない。以上のように入場税にかゝる臨時興行入場券を業者が紛失し、又は不用と思ひ破棄したもの或いは所在不明となり返還してこないもの等が一、三三三枚あつたが、これらはその事情を記録して上司の決裁を得たる後出納記帳すべきである。又脱税防止の上にもかゝることのないよう指導して正常なる出納をすべきである。

正規の領收証を發行交付せず係員の領收証を交付して森本文吉の還付金に充当。

森本文吉 過納金二千百円 還付

右差額現金一百円は係吏員が一応立替し林勝美分滞納額の分納として整理している。

(註) 林勝美が後日納税した際百円を立替した係員がその額を受取る予定にしている。

二、事業税中の収入金と過誤納金を次のように相殺処理しているために正規の領收証を交付或いは徴していないのみか差額一百円を係員において立替整理してあるがこのようなことは公金取扱上厳に戒むべきであり、今後厳正な処理を望む。

記  
木本 正美 滞納金二千円 領收

四、県税徴収現金を各出納員より主任出納員を引継の際現金領收書の確認をしていない、復命書整理カード及び現金領收書は必ず点検の上それらの金額を一致

確認し処理すべきである。

五、昭和二十五年度内における差押物件の内公売処分により一万一千七百五十円を滞納額の一部に充当し収入しているが、この金額は当該滞納総額の三割程度でなお二万二千八百六十円不足しており税外(延滞金、同加算金、督促手数料等)を加算すれば二万六千四百三十八円の不足となる。これ等滞納者に対し公売後の計算書は送付済にもかかわらず不足額に対し何等結末整理してなく、又滞納処分費として二万五百円果費を以つて一応支出しているもこれも全く弁償せしめず放置している。以上のように滞納処分後の措置結末をしていないのは遺憾である。

六、滞納税額に対する延滞金、及び同加算金、督促手数料の徴収に厳格を欠いているのは各所共同様の状況にある。本税は納入済だが、これ等延滞金、同加算金、督促手数料等はうやむやにしている傾向にある。昭和二十二年頃より徴収すべきこれ等の総額は相等額に上つていと思われるが何等記録がない、今後は補助整

理簿を設ける等して明確に措置し徴收整理に努力すべきである。

七、失業救済資金元金償還について管下大畑森林組合は解散により償還繰越をしているが責任者と接衝の上早急に解決すべきである。

西伯地方事務所 昭和二十六年十月三日、四日監査

監査委員	岸 本 政 嘉
"	前 田 玄 一
"	木 南 貞 治

監査概況

総務課関係

一、町村行財政監査は管内四十ヶ町村の中八ヶ町村実施しており昨年の二ヶ村に比べて努力していることは認められるが、しかし管内町村数から見ればなお努力のたらかなつたことは否められない。職員数の不足経費の僅少によるものと認むるも地方事務所としての主要事務であり且町村自治の確立と円滑な執行を期せしめ

るためには計画を樹て全町村に対し指導監査を実施することが緊要と認める。

二、町村財政確立のため一施策として七ヶ町村からなる町村税滞納整理組合を結成せしめており滞納町村税の一掃に漸次成果を収めているとのことであつたが今少し組合加入町村を増し効率化するよう指導が望ましい。なお本制度は一長一短あるものと考えられるも本所が先鞭をつけた施策として注視すべきものがある。

三、地方財政平衡交付金及び国勢調査委託費の交付に際し、私印、拇印等により町村に交付しているが事務処理上適当でない、正式に収入役の受領印を徴するよう嚴重に注意されたい。

四、生活保護の適正実施について未端調査が充分把握されていない町村があるが町村と協同し随時未端の保護実情調査の実施が肝要である、又厚生事業に対する各種補助金の経理事務指導監査が不十分で交付のし放しであるが、之が指導も併せて行うべきである。

五、母子相談状況は他所に比し消極的である、各種関係

機関との協調により積極的に乗り出すべきである。

六、昨年監査の際言及したところであるが国民健康保険制度運用状況は甚だ不振で昨年同様依然二ヶ村が実施しているに過ぎない。本管内は特に低調につき各市町村に対し働きかけ一般の啓蒙を図ると共に根本的な再建整備に対する施策が必要と認める。

七、各種事務事業経費の中、食糧費、広告料、借料及び損料等殆んど全部事前に経伺決裁を得ずして支出しているが、会計係は支出をなす場合、これ等の点嚴重に審査し正規の支出に当るべきである。なお食糧費支出中関係のない科目の食糧費で適宜支出しているもの、その他予算目的にそわない支出が散見されたので予算執行の原則に従い適正支出すべきである。

八、用度関係事務の確立を期するためには各課係より物品購入要求票の提示、物品購入の際の競争見積、業者より納品書を必ず提出せしめ、之が一括編綴、物品保管転換及び売却廃棄の適正処理、物品出納簿の嚴格記入、備品の現物点検等一貫した且系統的処理をし、

00528

現金取扱と同様厳格なる措置が望ましい。  
渉外課関係

一、労務の提供管理事務並びに民事部指令による調査資料報告その他一般的渉外事務は多岐多端に亘り種々困難が伴っているようであるがその処理状況は概ね円滑に執行されており業務遂行に努力しているものと認められた、しかし左の点注意されたい。

(1) 管外(吳市)出張中となつてゐるものが文書を立案施行している事例が一件見受けられた。

(2) 重要書類には索引を附し整理保存すること。

経済課関係

一、農村工業及び副業の指導奨励は本庁の取次機関的であり不活潑である。特用作物栽培指導についても現在薬用人参、薄荷、三極、ラツキヨ等の換金作物の試作奨励程度に過ぎないようであるが一片の思いつきの指導に終らず立地条件、経済環境等地方の実情に即する総合的な方策を考究の上強力に指導推進することが望ましい。なお大山村の豌豆栽培はその実績が余り挙げ

ていないようであるが更に適切な地域を選定するか或いは栽培技術の改善に努め高冷地畑作経営の分野開拓に一層考究することが肝要である。

二、農業共済組合の事務査察指導は他所に比し低調である。現在四十六組合中昭和二十五年年度において指導したものは二十一組合あるが残りの組合についても強力に実施すべきである。又二十一組合中十六組合は事務的不備の中には掛金の未收で災害共済金未支払のものがあり運営上良好でないものもあるので指導の完璧に努力を望む。

三、管内農業協同組合六十三(一般四六、特殊一七)の内再建整備を要するものは十数組合あり憂慮されているが、之が指導状況は消極的にして昭和二十五年年度においては本庁の指導監査班に同行し九組合指導した程度であるが、所自体としても計画を樹て積極的指導が緊要である。

四、農地調整事務で最近農地の無届、異動改廢、潰地等累積の傾向にあるようであるが町村委員会を指導し、

00529

自作農創設事業の主旨に反することのないよう改革後の維持管理に充分なる配慮が望ましい。

五、農地交換分合実施町村は淀江町外三ヶ町村であつて順調に推進しているようであるが、用水路農道等附帯事業が伴なつていないため促進上の隘路となつている。この点は当所に限らず他所も同様であるので今後の考究問題である。

財務課関係

一、事業税その他の科目で再調査請求によつて確認したものの調査減額手続は課税標準誤謬決議のみを以つて調定減額しているが適正でない。更に町村別又は税目別の内訳を作成調定減額伺の決裁を経て調定稟議簿の処理をすべきである。

二、現金領收書を徴収員が同時に二冊以上交付を受けこれを分け使用をしているがこの使用方法は適正でない。順次番号により一冊宛を交付簿により交付を受け使用すべきである、又延滞金免除措置として本税徴収月日を繰上げ領收書を発行しているのが見受けら

れたが適正でない。事情止むを徴す延滞金免除の場合には正式手続により決裁を了し処理すべきである。

三、各所共に本税滞納繰起は納入により確定する延滞金及び加算金を記録せず放置しているのでそれらの金額が不明確となつている。当所は昭和二十五年年度分は補助整理簿を作成一応算定しているも昭和二十四年以前分は現在不明確のまま残している、これ等に本税完納の際、直ちに算出の上それぞれ記録し置くべきである。又滞納差押による処分費、三万九千円は一応果費を以つて支出しているが何等回収せず放置していることは法的に謂つても遺憾である。なお欠損処分延滞金等も調定してなく直ちに処分決議をなしているので決算上には計上されていない、これ等は一応調定した上処理すべきである。

四、過誤納税金に対する還付が遅延の傾向にあるが判明次第早急還付すべきが至当である。

五、鳥獸飼養手数料四十三件四千三百円は昭和二十六年年度収入とすべきものを年度区分を誤り昭和二十五年年度

入としているのは適正でない、法規に従い適正に処理すべきものと認めた。

日野地方事務所 昭和二十六年十月五、六日、監査

監査委員	岸 本 政 嘉
"	山 上 吟 鏡
"	前 田 玄 一
"	木 南 貞 治

監査概況

総務課関係

一、当所における町村指導監査は昨年度は全然実施していなかつたが本年度は管内十七ヶ町村全部に対し一ヶ町村概ね二日を以つて実施し相互研究的に指導してゐるようで洵に結構と認めた。しかしこれが実施による復命及び結果措置等に関する文書を整備保存してゐないことは遺憾である。今後は結果については文書により復命することが望ましく結果てん末についても確認する等、町村指導に万全を期するよう留意されたい。

二、統計事務は従来一般的に等閑視されがちの傾向にあつたが、最近地方行政振興上の総合的、科学的基礎として重要な度を加えつゝあるのもその眞実性及び正確度の向上が望まれる、当所においては郡統計協会を指導し、昭和二十五年以来郡勢要覽及び各町村勢要覽の編し、ゆうに着手し近くその完成を見る運びとなつてゐることは洵に喜ばしく特筆すべきである。完成の上はその有効活用に万全を期するよう留意されたい。

三、貯蓄奨励事務は従来国民貯蓄組合より納税貯蓄組合へと移行しつゝあり、目下のところ正規の納税貯蓄組合とはなつていないが組合数八〇、組合員数一、一〇〇人、貯蓄高(三月末現在)六万余出である、組合数或いは組合員数に比し貯蓄額が極めて少額につき現狀の放任状態より今一層積極的活動をしてこれら組合の活発化をはかるよう努力が肝要である。

四、町村広報活動については町村広報主任会議を一回行つてゐるが県民時報の交流促進程度であつて概ね低調である、一時的な指導のみに止めず住民に対する啓蒙

及び県政施策の末端滲透を期し一層効果的な方策を考究されたい。

五、厚生関係事務については毎月一回以上管内町村厚生主任者会議を開催し指導してゐるようであるが、人員経費の関係等にも制約され積極性に欠けてゐる憾みがある。例えば町村長及び民生委員の行う生活保護業務についても報告書類の審査に終始しゐるようであるがこれが実体を把握し指導が望ましい。

六、国民健康保険制度の運用状況は概して低調あり管内一七ヶ町村の内活用中のもの七ヶ町村のみであり一〇ヶ町村は休止の状態である。これが原因は保険料の未納、町村財政の窮乏等に起因するものとは考えられるが急速に根本方策を講じ本制度の再建整備をはかることが肝要である。

七、会計経理事務は概ね適正に処理されているが左の点留意されたい。

(1) 特定事務事業の執行に伴い生ずる特殊経費(食糧費、借料及び損料、人夫賃、委託料等)の支出は当該

課係において殆んどすべて獨断に執行し事後伺にしておりしかもその内容を具体的詳細に稟伺してゐないが、これらは特別の場合を除き事前に事務事業の執行計画と共に稟伺決裁を経て執行するよう会計係として厳に注意し経理出納すべきである。

(2) 地方事務所交際費中課長または係長会議分損金としてその都度一千五百円前後の経費を支出してゐるものがあつたが交際費としての支出は適當を欠く、又別途経費をもつて支出するとしても分担額が少々多額に失するので今後考慮の余地がある。

八、当所には一時保管現金及び重要書類等を安全に保管し得る据置金庫が未だ備付けてないが県税徴収金の一時保管する場合等を合せ考えて見てもこれが金庫一基は備付けるべきである、当局の配意が望ましい。

経済課関係

一、町村農業調整委員会に対する補助金の交付状況は順調であり交付額の決定に際しても実態を調査確認しておりその処理は適當と認めた。

00532

二、食糧増産興農運動に要する経費として金一万一千七百三十七円を四月十九日令達(三月三十一日付)を受けているが右は酸性土壤矯正に施用する石灰・炭カルの小運搬費に対する補助金であるも交付の時期が適当でない。なお交付額決定に当つては町村長の申請を審査し、農業協同組合等の販売証明により査定しているが交付基準は

- 小運搬巨離 一〇籽まで 一六四二七錢 十貫当り
- 二〇籽まで 二四四三五錢 ”
- 二八籽まで 二五四九七錢 ”

であつて極めて少額であり助成の効果を期待し得るものとは考えられない。財源が国庫補助金による關係もあろうが、いまだ少し果費を投じてより効果ある抜本的な対策が肝要と認める。

三、果樹振興対策費として金二千円を昭和二十六年四月十九日令達(三月三十一日付)を受けているが、これは管内日野村果樹園芸組合(組合員十名梨一町歩)の間作用春時大豆種子購入費に対する補助金であつて播

種後一ヶ年を経過した五月二日交付しておりまた購入実績の確認もなく播種の眞否すら承知していない状況であることは甚だ遺憾に堪えない。今後はこの補助事業に対しては助成効果に重点をおき慎重検討の上計画すべきであり執行にあつても早期に措置するよう關係部課の考慮が特に肝要と認める。

四、当所畜産關係職員の数は一人名であつて事務取次の域を脱せず、活動は消極的である円滑な行政及び奨励指導の万全を期するよう人員の配置及びこれに伴う予算について根本的な検討が必要と認めた。

五、耕地關係事業は計画通り順調に施行し事務処理状況も良好と認めた。冷水温障害防止対策として昭和二十五年八郷村地区に一ヶ所工費補助額一百二十一万四千円をもつて温水施設をなしているが受益面積四五町歩に対する事業効果の実績等も調査の上今後の計画に資するよう留意が望ましい。

六、昭和二十五年において実施した日野上村(私有)米沢村(公有)果行造林に伴なう地上権設定書並に契

00533

約書を果え捺印方本年四月進達済なるも数ヶ月経つた今日未だ果より返戻を受けていないがこれらは督促して早急に結末を了すべきである。

七、開拓事業は国営代行及び補助地区を含め管下八地区を対象として計画を樹立し、開墾入植及び管農指導に努力しているが計画調査事務に追われ、実施面の指導が不充分である。なお本年度開畑面積三六町余に対する開墾補助金一百一十九千九百余円交付しているがそのうち補助規程による六割補助対象分の二町四反歩の開畑に対し果係員の指示に基づき出来形検定書の面積を四町八反に水増訂正し補助率を三割に引下げて計算しているものが一件見受けられたがこの措置は甚だ遺憾である。今後は事務処理の嚴格を期するよう格別の留意が望ましい。

八、開拓關係事務に關し地方事務所長に権限を移譲したが予算が伴っていない。また主務課各係間の横の連絡のない計画を隨時指示する爲兎角齟齬を生ずることもあるようであるが今後果は公式に所長に対して統一性

ある指示をするよう改善することに留意すべきである。

財務課關係

一、事業税及び特別所得税で課税標準誤訂正「取消」決議書に決裁印なく又訂正又は取消の数字的根拠の記載なきもの或いは内容的に不充分のものが散見されたが明確なる計数的根拠を記載すると共に個人別の前記決議書に夫々上司の決裁を受け減額更正すべきである。なお課税標準再調査申請書は決議書に添付し置くことが肝要である。

二、遊興飲食税の課税標準不当の理由のもとに、個々に互り再審査請求のあつたもの、中課税誤謬によるものとして減額更正したものの九件(四千二百四十円)あつたが減額決議書に数字的根拠が記載なく又本人の申請書も添付していないのは適當でない。

三、果税調定額中欠損処分した額は十四万四千五百九十九円(課税総額に対し一、三%)ありその中に処分理由の薄弱のものが散見されたがその信証性に足る措置

00534

が必要と認められた。なお延滞金、督促手数料四万九百九十四円余は決議書のみにより欠損処分し決算に計上してないがこれらのものも本税と同様一応調定手続した上処分すべきである。

四、延滞金、督促手数料等税外収入を年々未收繰越しているが本税の収納済に対するものは早急整理すべきである。なお当所は本年度より滞納整理カードに上記の未納を明記している外これが整理補助簿を備付け明確に整理してあるが他所に見られない良策として特筆致したい。その他徴収関係の帳簿書類は他の事務所に比し整備され良好である。

昭和二十六年十二月二十日

監査公告第六十三号

地方自治法第九十九條に基き昭和二十五年年度にかゝる

鳥取県監査委員	岸 本 政 嘉
"	山 上 吟 鏡
"	前 田 玄 一
"	木 南 貞 治
監査執行箇所	監査執行月日
教育委員会事務局岩美支所	昭和二十六年九月十一日
"	八頭支所 "
"	東伯支所 "
"	気高支所 "
"	西伯支所 "
"	日野支所 "
監査 概 評	年九月十三日
	年九月二十日
	年九月二十三日
	年十月 四日
	年十月 六日

教育委員会支所六ヶ所の監査は地方事務所監査と併行し実施したが機構、陣容、職務権限、委任事項等は前年と大差なく機構陣容は弱体であり事務事業は果の取次に終つているが多い、従つて行政上の活動も消極的に陥つてゐるがこれは全く活動の根源たる経費、予算の乏しいために外ならないものと認められる。仮にこゝに果下で

00535

最も広範囲の地域を管轄する西伯支所に例を拾つてみると同支所総予算一億二千二百七十九万九千九百九十九円を保有しているもの中の九八%に当る一億二千二百四十七万九千九百九十九円が支所職員給料を初め事務事業経費か二百三十二万九千九百九十九円が支所職員給料を初め事務事業経費である。

この主なる事務事業の経費を見ると

教育委員会支所需要費	十四万五千余円
社会教育費	八万九千余円
婦人青少年教育費	六万六千余円
視覚教育費	四万一千余円
学校保健費	七万余円
資格認定講習会費	三十万七千余円
教育研究指導費(主として旅費)	一万六千余円
教員再教育費	二万六千余円
教育振興費	三千円
教育調査費	五千余円

等でこの程度の経費では到底自主的にしかも活発なる活

動は困難かと思考される。何れにしても第一線機関としての機構陣容を拡充強化し又経費の裏付をして地方に適應した施策を遂行せしめることが緊要である。

一、支所機構の拡充強化について

昨年監査の際も同様指摘したことであるが幸にして本年度専任次長制が採用されたことは結構である。しかし以前から謂われている専任支所長制、經理出納の獨立、総務係職員、社会教育職員の増員、庁舎の獨立分離等は現在の如き事務の能率、効率を妨げている点から考へて焦眉の急として採り掲げなければならぬこととがらである。しかしながら冒頭に述べた如くこれを裏付ける職務権限並びに委任事項の拡大と事務事業予算の増配が当然併せ考えられなければならない。全く果の事務取次に終らせないようそれらの地方に適合した教育行政を活潑に推進させることを同時に考えらるべきである。

00536

二、小、中学校指導の完璧について  
管内の小、中学校に対する教務関係、教科関係共に訪問指導の徹底が期されていない憾みがある。殊に要請による指導はこれに依りて訪問しているが計画による実施が不十分である、特に次の如く一方に偏重する傾向にあるので努めて均衡化に留意して指導の徹底が望ましい。

- (1) 要請ある学校に偏重され計画に基く訪問指導が不十分である。
  - (2) 本校に重点が置かれ分校及び僻すう、地所在の学校はなおざり勝ちとなつてゐる。
  - (3) 教科指導は実験学校の指導に偏重し一般学校への訪問が少ない。なお各校に亘りしかも計画的に訪問指導してゐない理由の一つとして出張旅費予算の僅少が認められるので関係当局の配慮が必要である。
- 三、小学校費、中学校費の旅費の中各支所共概ね十万円程度を支所職員旅費に転用していたがこれは予算執行上の原則からみて適当でない、又これが支出方法も適

当でない点が見受けられたこれは支所としての行政活動のための旅費予算額が僅少のため窮余の策として長期欠勤或いは年度中途退職した教職員分を転用しているようであつたが何れにしても適法支出でないもので今後厳に慎むべきである。

四、公民館活動について  
公民館の設置状況は昨年比し向上して來ており特に西伯地区は飛躍的に伸展したことは欣びに堪えない。しかし県下全般的に見て町村に社会教育の専任職員を置いていないこと、各部落に点在する分館施設の改善並びに活用は未だしの状況にあるのでこれ等の伸展如何が社会教育の興亡を左右するものとして格段の指導と努力が望ましい。

五、展示図書の利用について  
昨年監査の際にも言及したところであるが各支所とも教科書展示会終了後の図書を倉庫の一隅に死蔵しているが廢物に終らせないよう何等か活用の途を工夫することが望ましい。

00537

六、中、小学校の管理について

各支所管内の新制中学校の建設状況は漸次校舎の増築を重ね整備されつゝあることは新制度の確立が達成されつゝあるものとして欣ばしい。しかし全般的に見て普通教室は概ね充足してゐるようであるが特別教室の設備は今後待つべきものが多い。又体育館及び屋外運動場に至つては殆んど設備されていない。即ち体育館の状況を見ても県下中学校百校の中約二十校が獨立建築され若干が小学校と共用してゐるも大部分は未設立である。他方小学校は老朽にして特に危険の状況にある校舎が各管内に数校あるようである。

以上これ等中、小学校の建設並びに管理の完璧については格段の配慮が望ましい。

次に各支所別の監査結果は次の通りである。

教育委員会事務局岩美支所 昭和二十六年九月十一日  
監査  
監査委員 岸 本 政 嘉

監査概況

一、中小学校訪問指導は人員不足経費の僅少等の面で種々制約を受け計画的訪問指導に欠け要請訪問に偏重し学校別の訪問に均衡がとれていないようであるが訪問指導の普遍的徹底を図るため計画による訪問指導に格段の配慮を切望する。

二、指導主事の学校訪問に対する各種指導事項の記録をしていない。訪問結果は口頭により復命されているようであるが今後の参考資料としても一般的事項等については記録し置くことが必要と認める。

三、指導主事と教科指導委員の連けは密にされているが之が制度は殆足後未だ日浅きたため委員選出校のみの研究に終始している傾向にあり一般校に対しては活用の域に達してゐない、今後の運営については考究指導が望ましい。

山 上 吟 鏡	前 田 玄 一	木 南 貞 治
---------	---------	---------

四、教科書採択のため一万円の経費を以つて展示会を実施しているがその後展示した図書は倉庫の一隅に死蔵してあるのでこれが常時活用につき考究し指導の万全を期すべきである。

五、社会教育上の諸施策に相当額の補助金を交付しているが補助目的の成果が確認していない、特に経理面について査察し名目的補助に終らないよう之が実態を把握し社会教育の実を挙げる事が緊要である。

六、公民館活動の促進に相当努力しており設置状況も他所管内に比し良好である。岩井町において管内全町村に対し公民館運営研究会を実施し成果を収めているが分館指導は不十分のようである。今後は各部落にある分館活動の促進に努め部落民に直結した公民館にすべく指導を望む。

七、経理その他の事務の処理状況は概ね良好であるが左の点留意すべきである。

(1) 履歴書及び扶養家族認定書を編綴していない、散乱防止のため編綴を嚴格にすること。

(2) 許認可の遅延のものが散見されたが事前に提出せしめ嚴格に処理すべからざる。

教育委員会事務局八頭支所 昭和二十六年九月十三日 監査

監査委員	岸 本 政 嘉
"	前 田 玄 一
"	山 上 吟 鏡
"	木 南 貞 治

監査概況

一、管下小学校三十六校、中学校十五校外に分校十五校あり合計六十六校を算えているがその数は本郡の地勢的狀況から謂つても多い。今日の町村財政上から見てこれを癒合し施設の充実整備を図ることも考えられるこれ等多くの学校の計画訪問指導は職員及び旅費予算の僅少のため完全に実施しておらず昭和二十五年年度内の巡回訪問も全校の六〇%程度に終つていようであるが今少し努力し年一回位の訪問指導が望ましい。

二、教科指導委員の活動状況は未だ充分でなく部会、研究会、集会等に終始しているがなお一層指導主事との連け、を密にし学校教科指導に積極的な活動が望まらる。

三、教科図書の展示会場の増設に伴ない経費が僅少額となり会場校に多大の迷惑を及ぼしているようであるがこれは当所管内に限つていない、今後考すべきものと思ふ。

四、展示図書の活用については何等の方法も考えられていない、展示施設を設けるとかして有効適切に活用することが望まらる。

五、許認可申請の遅延のもの又は許認可書の発行の遅れているものが散見されたので嚴格に処理すべきである、例えばアメリカ博見学のため昭和二十五年三月二十六日～三十日の五日間県外出張に当り三月二十四日申請、三月二十八日受付同日許可となつてゐる等である。

六、事務の処理状況は概ね良好と認むるも左の点留意されたい。

- (1) 出張命令に対し旅費の未支給十七件がありこれが請求権を放棄せしめていたが経理計画を樹てこのようないよう適正経理のこと。
- (2) 超過勤務命令簿に命令印洩れのもの四件ある。
- (3) 書類の編綴に当りては索引を附し整理のこと。
- (4) 諸給与金券送付簿は一応作製されておるも印鑑が其の都度種々相違し受領せしめてゐるものも見受けられたので印鑑照合台帳を作製し嚴格に取扱ふこと。

教育委員会事務局東伯支所 昭和二十六年十月三日 監査

監査委員	岸 本 政 嘉
"	山 上 吟 鏡
"	前 田 玄 一
"	木 南 貞 治

直査概況

一、管内小学校四十六校、中学校十九校に対する教務関係訪問指導は計画及び要請により年度内に一回以上訪

問しその完璧を期していることは結構である。しかし出張旅費配当額が僅少のため相当額減額支給しなを不足のため職員において自辨することである。当局はこれ等の事態については何等か対処すべきものと認められた。

二、管下における六三制実施による中学校校舎の建築状況は獨立校舎を有するもの十二校、小学校と併用のもの或いは分散授業のもの等が七校あり普通教室の完備されていないもの三校、特別教室の整備なきもの十四校あるなお講堂(体育館)に至つては殆んど未建設で設立されているものは四校に過ぎないこれが完備促進方につき今後格段の配意を望みたい。

三、指導主事の小学校訪問指導は昭和二十五年中要請訪問一九七件に対し計画訪問は僅か一〇件で要請訪問に偏重しているようである、計画訪問指導についても強力に実施することが肝要と認められた。

四、管内社会教育は企画、運営共に他所に比し積極的であり相当の成果を挙げつゝある、特に町村公民館を中

心とした部落公民館の育成に日夜啓蒙指導して着々分館が設置されていることは喜ばしい。

五、聴視覚教育についてナトコ巡回映画を中心として「映画教育試案」を作成し一般から好評を拍していたことは結構である。

六、事務の処理状況は良好である。

教育委員会事務局気高支所 昭和二十六年九月二十二日 日監査

監査委員 岸 本 政 嘉

山 上 吟 鏡

木 南 貞 治

前 田 玄 一

監査概況

一、管下小学校二十六校、中学校十三校に対する教務関係の計画訪問指導は中学校の場合は全校一回以上訪問して指導の完璧を期しているが小学校の場合は一巡に至らず他支所に比し遜色の嫌がある計画訪問指導に

万難を排して実施することが望ましく。

二、当所の指導主事は教科指導委員制度の設立と共に本年四月より一名減員となり学校訪問指導に支障を生じている、尤も昭和二十五年中における指導助言は要請、計画共に均衡を得て実施していたことは結構である。

三、教科書指導委員が設立されているが発足後日なお軽く未だ軌道に乗っていない特に現場教員相互間に感情的事情もあるようであるその運営に遅々としている面も窺われるので今後について遺憾のないよう指導すべきである。

四、指導主事の実験学校訪問指導は指定課目による訪問に偏重の嫌があるが実験学校のみに限らず普通校に対しても努めて訪問指導が必要と認められた。

五、教科図書の展示後における活用は展示会場毎に保管しており一般に利用されていない、展示施設を設けるとか貸出制度によるかしてこれを有効適切に活用すべきである。

六、許可事項にして矛盾せるものが散見されたので嚴

重注意を要す例えば修学旅行の認可申請に対し出発後認可している。

七、事務の処理状況は概ね良好であつたが左の点留意された。

(1) 超過勤務命令簿を紛失している月があるが事務処理上遺憾である。

(2) 購入物品で物品出納簿に記入洩れがあつた。

教育委員会事務局西伯支所 昭和二十六年十月三日 監査

監査委員 岸 本 政 嘉

前 田 玄 一

木 南 貞 治

監査概況

一、管内小学校五十校、中学校二十三校の教務関係、計画訪問指導状況は学校数の約半数程度で学校よりの要請訪問偏重の傾向にあるので計画訪問指導についても今一層努力の要を認める。もつとも随時に発生する問題は当該校長が支所へ出頭する場合もありブロック校

長会、部会の研究会等に出席してこれを補足しているようであるが計画訪問指導はできるけ多くするよう望む。

二、学科指導は兎角本校を対象としており僻地の分校は軽視放任の傾向であるが当所は積極的に分校の指導育成に努力して来たことは結構である、今後は開拓地における分校に対してもなお一層の努力を望む。

三、六三制による管下中学校二十三校の建設状況は校舎は一応建築し順次増築を重ねつゝあるが特別教室並びに講堂は三、四校を除いては未建設であるこれが促進につき努力を希望致したい。

四、昭和二十五年年度中の公民館設置状況は法的設置二十九、法外三で未設置町村八ヶ町村で昨年に比し飛躍的に伸展し欣びに堪えない。その証左として獨立建物を有するもの四あり専任職員設置についても夫々計画していることは結構である。

五、当所の事務の処理状況は全般的に見て熟練されていない、又書類の遅延乱雑の傾向にあるので留意の上処理すべきである。

理すべきである。

(1) 社会教育諸事業に対し相当額の補助金を交付しているが之が成果の状況経理面の実態把握がしないで今後これ等補助事業については指導検査を実施すること。

(2) 教職員の履歴書の整理については他所に比し良好であつた。

(3) 諸願届書の処理は旅行については出發後許可してゐるものが散見されたので迅速適切に処理すること。

(4) 扶養手当支給に昭和二十五年五月分に誤払が一件あつたので整理のこと。

教育委員会事務局日野支所 昭和二十六年十月五日監査

監査委員 岸 本 政 嘉

前 田 玄 一

木 南 貞 治

一、管下小学校二十三校、中学校十七校の教務指導は年

一回前後巡回し指導しているが学校より指導方の要請が頻繁にありこれに対しても訪問し指導の完璧を期しているものと認められた。ただ当所管内は地勢的に山間僻す、地が多く旅費が嵩むので相当額の減額支給をしてゐるもおお不足しているよえであるので当局は地勢等勘案して予算配当すべきである。

二、管内の六三制による中学校々舎建設状況は概ね順調に進捗している。しかし普通教室及び特別教室が無く一部小学校を借りているもの或いは仮校舎も三校あり又講堂屋外運動場は殆んど小学校と共用していたり全然施設されていないところもある、名実共に完成完備された学校は溝口、山上、黒坂校等である。今後整備促進について努力を望みたい。

三、当所事務事業執行に伴なう特殊経費支出は総て事後決裁となつているが事務執行計画と併せ経費内容を詳細に稟伺決裁を得て執行すべきである。

監査公告第六十四号

地方自治法第九十九條に基き昭和二十五年年度にかゝる左記解及び事業所の定期監査を執行しその結果を次の通り県議会及び知事並びに県地方労務委員会に報告したのでこれを公表する。

昭和二十六年十二月二十日

鳥取県監査委員 岸 本 政 嘉

山 上 吟 鏡

前 田 玄 一

木 南 貞 一

監査執行年月日

農産物門司幹旋所 昭和二十六年九月二十四日

鳥取県東京事務所 年十月十三日

大阪物産幹旋所 年十一月六日

鳥取県地方労務委員会 年十一月九日

米子労政事務所 年十一月十三日

農産物門司幹旋所 昭和二十六年九月二十四日監査

監査委員 岸 本 政 嘉

山 上 吟 鏡

前 田 玄 一

木 南 貞 治

監査概況

本県青果物の過去の移出状況に鑑み関門地帯を初め九州一円の販路開拓に着目し昭和二十五年九月本所を設置、果職員一名を置いていたがその後の幹旋状況は良好で漸次業績は向上しつゝあり設置の目的を果しているものと認められた。

なお監査の結果細部事項は次の通りである。

一、当所は門司市でも僻すうな地にあり、しかも全販連門司販売所内の小室(五坪)を月三千七百五十円にて賃借しているが幹旋活動の面から謂つても、経済的にみても不利と考えられるので將來設置継続するものとするれば獨立事務所として適地を移転することも考うべきである。

二、当所常駐の駐在員は一名であるが他の九県の場合三名乃至五名程度を常駐せしめている状況から見ても又当所は関門を初め九州地方一帯に散在する中央市場或いは特設市場三十四の荷受機関との引合幹旋の業態から考えても現在の一名では到底万全を期することは困難と認める、なお駐在員の外出或いは出張等不在時の取次連絡のためにも少くとも一名位の増員は必要と考えられる。当局の考慮が望ましい。

三、昭和二十五年当初設置(九月)以来年度末までの青果物幹旋状況は左表の通りで引合幹旋総額七千八百八十余万円に及んでいるが、昭和二十六年七、八月頃の西瓜の幹旋状況からみて一年間に一億二、三千万円程度の引合額は充分見込まれる訳である。こゝで特に問題とするところは生産者個々において目先の利得に促われ無統制に出荷し市場をかく乱させることであるが生産者団体による統制出荷が特に望まれること、包装荷造の体裁と整備が最も大切とみられるので果においてはこれらの点につき生産者に対し強力に啓蒙指

導することが最も肝要である。

昭和二十五年(昭和二十五年九月より昭和二十六年三月まで)

品目	数量	金額	幹旋時期	販路先	出荷人	摘要
梨	七九、〇〇〇箱	六、八三〇万円	九月～十月	関門 全九州	鳥取果実組合	
ぶどう	三、二〇〇〇	六〇〇	九月～十月	"	"	
柿	三、五〇〇〇	一七〇	十月～十二月	"	鳥取果販連	果販連とは単位農協
そ茶	三、四〇〇貫	一五	十二月	関門	"	
椎茸	六〇〇箱	八	二月～三月	"	"	
漬物	七〇〇樽	六〇	十月～十二月	"	大山農産K 鳥取果販連	
和紙	一、五〇〇メ	一〇	九月～三月	"	鳥取安部商店 鳥取果販連	
その他	一	一	九月～三月	"	鳥取果販連	
計	一	七、八八七				

昭和二十六年(昭和二十六年四月より八月まで)

品目	数量	金額	幹旋時期	販路先	出荷人	摘要
椎茸	六貫	四八〇円	四月	関門	鳥取果販連	

00546

雑穀	二俵	三六,000	四月	"	"	"
桜桃	一、四七箱	三三,000	五月、六月	"	"	"
茶	一八、六〇貫	七三,000	七月、八月	関門、筑豊	鳥取県販連	県内個人出荷分
梨(八雲梨)	一、六八箱	一、七九,000	八月	関門、全九州	鳥取県実組合	
計	七〇,000貫	四〇,000,000	七月、八月	"	鳥取県販連 その他個人	但し概算数量

四、担当地域広範囲のためと職員手不足のため定期或いは随時の市況その他の状況速報が不充分と認められるが、前項の統制出荷と密接な関連もあるので万難を排し速報することに留意を望みたい。

五、当初経営上の会計経理は総べて農務課所管の予算として県において経理出納しているので当所は何等処理してゐない。

鳥取県東京事務所 昭和二十六年十月十三日 監査

監査委員 岸 本 政 嘉  
山 上 吟 鏡

本所監査は去る十月十一、十二兩日東京都において開催された全国監査委員協議会に出席を機会に執行したが、前回指摘した事項は漸次改善され益々積極的に活動し前期の効果を挙げつゝあることは喜ばしい、しかしながら本県行財政の実情は中央政府に依存する面が極めて多く今後益々接衝陳情等の事務が増加するものと考えられ、本所の活用に一層留意されなければならないがこの観点から次の通り当局及び本所において考慮改善すべきものと認める。

前 田 玄 一  
木 南 貞 治

00547

監査概況

一、行政事務の連絡処理状況は面目を一新し單なる事務連絡の域を脱して漸次交渉接衝等重要事項を処理する段階に至り最近においては平衡交付金及び起債の確保促進、パルプ工場及び紡績工場の県内誘致、單作地帯の指定、大山特定地域の指定等の諸問題をはじめ美保航空隊関係の農地事務その他各般にわたる事項の促進解決に協力しそれぞれ効果をあげているが現在所長外主事一名雇一名の陣容では弱体であり到底万全を期することは困難と考えられるので強化を図ることが緊要と認められた。

二、本所は最近に到り中央諸官庁においてもその存在を認められるところとなり、県勢及び行政の内容等に関する照会連絡等利用度が頻繁となつて行行政に關する資料に乏しく且県庁各部における利用状況は区々で中には何等連絡せず接衝を行つてゐる部課があるため事後において齟齬を生じ又県政の動向把握も困難である等中央政府に対する陳情接衝に著しく支障を生ぜ

しめてゐる事例が指摘される。事務の効率化、簡素化、又経費節約の点からも極力本所の活用を図ることが肝要と認められた。この点知事室企画課において上京者の連絡確保をはかることは勿論本所の活用を期するよう特別措置を講ずることが緊要と認める。

三、本所の運営はすべて資金前途により経理されておりその処理状況は概ね良好と認められたが帳簿書類の整備に一層の努力が望ましい、また当初に述べたように僅か主事一名、雇一名をもつて一般事務、経理出納、宿泊施設の運営及び連絡接衝事務等広範しかも過重な事務を処理させていることは相当考慮の余地があり円滑なる運営をはかる上にも最初申し述べた如く職員等につき県当局の配慮が望ましい。

四、前途資金の送付がおくれるため出納員において宿泊事業会計より一時借入前途資金の送付を受けた後立替払として経理しているがこの間の事務は輻輳煩鎖となり能率を阻害しているので前途資金は計画的に且つ早期に交付し支出の適確をはかるよう関係課の留意が望

ましい。なおこれが一時借入金による立替払の際は事前に所長の確認を得て処理するよう改善されたい。

五、天現寺寮舎は現在無給囑託一名寮母一名(有給)をもつて委託経営させているが旅館業法、食品衛生法、食糧管理法並びに地方税等関係法令上からみて適当と認め難い。なお、当寮舎の存廃については従来より論究されているが利用状況からみて存置することが適当と思われるので早急に予算措置を講じ衛生施設の改善と設備の充実を図り直営として合法的に経営させることが適当と認めた。

六、三河台寮舎の宿泊施設事業は獨立採算制により運営し果経済より一応分離し施設の充実宿泊者の利便等を考慮しているが、経営上における内部規定がないのであらかじめ内規を定め運営の公正を期することが望ましい、なお寮母手当は本年中途、右会計中より財源を果費に繰入れ支給しているが任務の性質が一般職員と異なり早朝又は夜分に亘り勤務しなければならぬ特種の実情にあるので超過勤務手当に代るべき特種手当

を支給し得るよう考究すべきものと認めた。

七、現金及び預金の取扱については不当な点は見られなかつたが前渡資金によるものと宿泊事業会計によるものと区分を一層明確にするよう留意されたい。

八、物産の紹介幹旋事業の促進について抜本的な対策を必要と認める。即ち本県の物産幹旋事業は主として京阪神地帯に重点を置くことは当然であるが各県とも東京方面へ進出し例月に地方物産見本市の引合により東京方面のみならず海外にまで販路を得ている状況に鑑み本県においても全国物産館の出品内容を充実する等して積極的に進出することが必要である。

大阪物産幹旋所

昭和二十六年十一月六日監査

監査委員	岸 本 政 嘉
"	山 上 吟 鏡
"	前 田 玄 一
"	木 南 貞 治

一、当所は設立当初の二年、運営の円滑を欠いたため存廢に關し鋭く批判されたが、これを改革し運営の合理化を図り本年度はかなりの成果を挙げていることは結構である。しかしながら職員も努力にもかかわらず過去の不信は未だ挽回されず地元利用者も局限されている傾向にあるのでサービスセンターとして大いに啓蒙宣傳して当所を活用せしめ以つて活発なる活動を望み

たす。

二、当所の昭和二十五年中、物産幹旋状況は次の通りで二十四年度に比し格段の飛躍を見ており一億七千三百余万円の引合があるがその中の大半は二十世紀梨及び西瓜である。なお不成立に終つてはいるがこの外に可性ソーダ、木炭、米ぬか、ベニヤ板等四百六万一千余円が挙げられている。

幹旋販売状況

消費機関に幹旋のもの			指定荷受機関取扱のもの		
品名	数量	金額	品名	数量	金額
リンゴ箱	1100,000ヶ	9,600,000円	梨	111,333箱	97,703,773円
木材	2,500石	3,750,000	西瓜	444,556貫	35,138,633
鶏卵	733箱	1,808,977,600	白ねぎ	5,010,33束	9,844,160
木炭	7,633俵	1,408,335	芋類	13,907貫	4,907,433
木床	2,200枚	60,000	大根	17,400〃	3,507,551
木管	24,600ヶ	34,400	瓜類	8,879〃	2,733,733